

債務負担行為設定事業（業務委託）に係る変動型最低制限価格算出要領

神栖市長 石田 進
令和 7 年 1 月 2 7 日制定

（目的）

第 1 条 この要領は、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 1 0 第 2 項及び神栖市財務規則（昭和 5 8 年神栖町規則第 1 号）第 1 0 8 条の規定（準用する場合を含む。）に基づき、最低制限価格の決定及び事務手続きについて定めるものである。

（適用の対象）

第 2 条 適用の対象は、債務負担行為設定した複数年契約を予定する業務委託案件並びに債務負担行為設定した施設管理課及び環境課所管の公園緑地等管理業務委託案件とし、令和 6 年度内に公告する一般競争入札での案件とする。なお、適用案件については、一般競争入札公告文中に表記する。

（定義）

第 3 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 最低制限価格積算基準額（以下「基準額」という。）とは、最低制限価格の算出の基礎となるものをいう。
- (2) 無作為（ランダム）係数とは、無作為（ランダム）にくじにより抽選される「0.995」から「1.005」まで（「1.000」は除く）の数値（小数点以下第 3 位まで算出）をいう。
- (3) 最低制限価格とは、基準額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する額と無作為（ランダム）係数を乗じて算出した価格（その価格に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）に 1 0 0 分の 1 1 0 を乗じて得た額をいう。ただし、消費税相当額を含む金額で入札をする場合は、基準額に無作為（ランダム）係数を乗じて算出した価格（その価格に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

（基準額）

第 4 条 基準額は、予定価格の 3 分の 2 から 1 0 分の 8 . 5 の範囲内で適宜の割合の額とする。

（基準額の決定）

第 5 条 予算執行者は、開札直前までに前条に定める基準額を決定するものとする。

- 2 前項により決定した基準額は、最低制限価格積算基準額調書（別記様式）に記入作成し、予定価格調書同様に封をした後、入札執行者に送付しなければならない。

（最低制限価格の算出方法）

第 6 条 入札執行に際し、前条により送致を受けた入札執行者は、以下の手順により基準額に乗ずる率をくじにより算出するものとする。

- (1) 開札立会人がいない場合には、入札執行課及び当該業務委託案件担当課以外の職員 1 名の立会人を配し、抽選により決定する。
- (2) 抽選するくじは「1」から「1 0」まで記したくじ 1 0 本を用意する。

(3) 開札立会人に10本のくじの確認を受けた後に、入札執行者が抽選を行う。

(4) くじによる抽選の結果、次の表に規定する算出式により最低制限価格を決定する。

抽選結果	最低制限価格算出式	抽選結果	最低制限価格算出式
1	基準額×1.005	6	基準額×0.999
2	基準額×1.004	7	基準額×0.998
3	基準額×1.003	8	基準額×0.997
4	基準額×1.002	9	基準額×0.996
5	基準額×1.001	10	基準額×0.995

2 前項により求めた基準額に乘じる率及び計算により求めた額は、別記様式中最低制限価格欄に朱書きにより記入し、作成するものとする。

(最低制限価格等の決定経緯の記録)

第7条 入札執行者は、第5条の規定に基づき決定された基準額、無作為（ランダム）係数及び最低制限価格の決定経緯を明らかにしておかなければならない。

(最低制限価格等の公表)

第8条 入札執行者は、最低制限価格について落札者決定後に公表するものとする。